

## 卒業の認定に関する方針

### (目的)

教育基本法及び学校教育法に基づき、法律及び行政並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。専攻分野に関する企業等と連携し、教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

### (卒業)

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目に合格し、所定の全教育課程を修了したと認められると卒業できる。

卒業に必要な授業時間数

- ・法律行政学科 2 年制                    2, 0 8 0 時間
- ・法律行政学科 1 年制                    1, 0 4 0 時間

### (称号)

2 年制課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

- ・法律行政学科 2 年制                    専門士（文化教養専門課程）